

## 太田市民間保育園補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間保育園、民間認定こども園及び地域型保育事業所を実施する者における運営の円滑化を図るため、太田市民間保育園補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育園 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項に定める保育所であつて、市内の保育所をいう。
- (2) 特別保育事業 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の4第2項または子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の規定による事業であつて次に掲げるものをいう。
  - ア 重層的支援体制整備事業の実施について（令和5年8月8日社援発0808第48号厚生労働省社会・援護局長通知、障発0808第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知、老発0808第3号厚生労働省老健局長通知、こ成環第113号こども家庭庁成育局長通知及びこども家庭庁支援局長通知）に規定する地域子育て支援拠点事業
  - イ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について（令和6年4月25日こ成保第261号こども家庭庁成育局長通知、6文科初第298号文部科学省総合教育政策局長通知及び文部科学省初等中等教育局長通知）に規定する多様な事業者の参入促進・能力活用事業
  - ウ 延長保育事業の実施について（平成27年7月17日雇児発0717第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に規定する延長保育事業
  - エ 一時預かり事業の実施について（平成27年7月17日27文科初第238号文部科学省初等中等教育局長通知及び雇児発0717第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に規定する一時預かり事業
  - オ 病児保育事業の実施について（平成27年7月17日雇児発0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に規定する病児保育事業
- (3) 群馬県保育充実促進費補助事業 保育充実促進費補助事業実施要綱（平成10年3

月25日子第480号知事通知)による事業をいう。

- (4) 保育士定数 0歳児の人数を3、1歳児の人数を5、2歳児の人数を6、3歳児の人数を15、4歳以上児の人数を25でそれぞれ除し、それぞれ小数点第2位以下を切り捨てた後、それぞれの数を合計して得た数の小数点以下を四捨五入した数をいい、定員90人以下の保育園については、さらに1を加えた数をいい、特別保育事業等を実施している場合は、それぞれに必要な数を加えた数をいう。
- (5) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に定める認定こども園であって市内に存するものをいう。
- (6) 幼保連携型認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に定める幼保連携型認定こども園であって市内に存するものをいう。
- (7) 保育認定子ども 子ども・子育て支援法第19条第2号及び第3号に定める保育認定子どもをいう。
- (8) 地域型保育事業所 子ども・子育て支援法第29条第1項に規定する特定地域型保育を実施する事業所であって市内に存するものをいう。

(補助対象)

第3条 補助金は、別表の補助金の区分に応じ、同表の補助対象の欄に掲げるものに対して交付するものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

2 補助金は、予算の範囲内において交付する。

(補助金の使途)

第5条 この補助金は、別表に掲げる使途以外に支出してはならない。ただし、管理費については市長が特に認めるときは、この限りでない。

(補助金の減額又は停止)

第6条 市は、補助事業者の当該年度における収入支出決算において、繰越金が生じたときは、補助金の返還を求めることができる。

2 「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」通知の施行について(昭和51年4月16日厚生省発児第59号の5厚生省児童家庭局長通知)の3の(3)の適用を受けた保育園においては、太田市の単独補助金部分の補助は一部停止するものと

する。

(その他)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の太田市民間保育所補助金交付要綱（平成5年4月1日太田市制定）、尾島町民間保育所に関する補助金要綱（昭和62年4月1日尾島町制定）、新田町民間保育所に関する補助金交付要綱（平成16年5月14日新田町制定）、藪塚本町民間保育園補助金交付規則（昭和50年藪塚本町規則第1号）又は藪塚本町民間保育所に関する補助金交付要綱（平成10年10月1日藪塚本町制定）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月20日から施行し、改正後の太田市民間保育園補助金交付要綱の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年7月30日から施行し、改正後の太田市民間保育園補助金交付要綱の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月30日から施行し、改正後の太田市民間保育園補助金交付要綱の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に交付の決定を受けた太田市民間保育園補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年5月24日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年12月13日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年6月10日から施行し、改正後の太田市民間保育園補助金交付要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年9月18日から施行し、改正後の太田市民間保育園補助金交付要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年7月25日から施行し、改正後の太田市民間保育園補助金交付要綱の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年6月27日から施行し、改正後の太田市民間保育園補助金交付要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年2月8日から施行し、改正後の太田市民間保育園補助金交付要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年2月7日から施行し、改正後の太田市民間保育園補助金交付要

綱の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年1月23日から施行し、改正後の太田市民間保育園補助金交付要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年9月27日から施行し、改正後の太田市民間保育園補助金交付要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年3月14日から施行し、改正後の太田市民間保育園補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和7年3月10日から施行し、改正後の太田市民間保育園補助金交付要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この要綱による改正後の太田市民間保育園補助金交付要綱第2条第2号ア及び同条第7号並びに別表1民間保育園運営費補助金の部保育事業費及び人件費の款4職員厚生費の項補助単価及び補助基準額の欄及び2特別保育事業補助金の部人件費及び保育事業費の項補助単価及び補助基準額の欄の規定は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、この要綱による改正後の太田市民間保育園補助金交付要綱別表2特別保育事業補助金の部人件費及び保育事業費の項補助単価及び補助基準額の欄中(2)地域子育て支援拠点事業の規定は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係、第4条関係、第5条関係）

| 補助金の区分                                     | 補助金の用途   | 補助単価及び補助基準額         |  | 補助対象  |
|--|--|---------------------|--|---|
| 1 民間保育園運営費補助金                              | 修繕、備品購入費等  | 1 管理費 1園 年間100,000円 |  | 保育園及び幼保連携型認定こども園。ただし、幼保連携型認定こども園については保育認定子どもが入所者の3分の2を超える施設 |
|  | 保育事業費及び人件費   | 2 児童割               | (1) 1歳児<br>群馬県保育充実促進費補助事業補助金の額   | 保育園及び認定こども園   |
|  |  |                     | (2) 障がい児 第2条第2号イに規定する事業の対象とする児童以外の児童であって、次のいずれかに該当するもの（市内在住の園児及び市外在住の園児含む。）<br>1人1月 95,500円<br>ア 特別児童扶養手当の認定を受けている児童<br>イ 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている児童<br>ウ 児童相談所で知的障害があると判定された児童<br>エ 児童相談所等においてイ又はウと同等の障がいがあると判断された児童<br>(3) 特別支援対象児 (2)に定める児童以外の児童であって市長が保育の困難性を認めたもの<br>1人1月 47,750円 | 保育園及び幼保連携型認定こども園。ただし、幼保連携型認定こども園については保育認定子どもが入所者の3分の2を超える施設 |
|  |  |                     | 3 食物アレルギー対策<br>群馬県保育充実促進費補助事業補助金の額   | 保育園及び認定こども園   |
|  |  |                     | 4 職員厚生費<br>4月1日現在において在籍し、月160時間以上勤務する職員（園長を含む。）<br>1人年間 20,000円  | 保育園及び幼保連携型認定こども園。ただし、幼保連携型認定こども園については保育認定子どもが入所者の3          |
| 5 職員研修費<br>市が指定した国内研修参加の園<br>1園当たり 22,000円 | 保育園及び幼保連携型認定こども園。ただし、幼保連携型認定こども園については保育認定子どもが入所者の3 |                     |  |   |

|  |   |                  |
|--|---|------------------|
|  | <p>6 職員増員費<br/>次に掲げる方法で算出した額</p> <p>(1) 保育士増員費</p> <p>ア 各月の初日において保育士定数より1人多い場合<br/>月額 191,000円</p> <p>イ 各月の初日において保育士定数より2人多い場合<br/>月額 383,000円</p> <p>ウ 各月の初日において保育士定数より3人多い場合<br/>月額 574,000円</p> <p>(2) 臨時調理員雇用費</p> <p>ア 保育認定こどもの定員60人以上150人以下の保育園に対し、3人目の臨時調理員雇用費補助</p> <p>イ 保育認定こどもの定員151人以上の保育園に対し、4人目の臨時調理員雇用費補助<br/>補助基準 勤務時間×1,100円×2/3<br/>1日6時間以内</p> <p>なお、特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（令和5年5月19日こ成保38こども家庭庁成育局長通知）に規定する栄養管理加算（3）（ア）の適用を受ける場合であって、当該アの場合は4人目、当該イの場合は5人目の臨時調理員雇用費補助とする。</p> | <p>分の2を超える施設</p> |
|  | <p>7 夏期職員雇用費補助<br/>期間 7月1日から9月15日まで<br/>補助基準 職員数（職員数は園長を除く。）×5日×8時間を限度とし、実際の延べ雇用時間×1,100円×1/2</p>   |                  |
|  | <p>8 園児等傷害保険加入補助<br/>傷害保険に加入している保育園に対し費用の一部を補助<br/>補助基準 定員児童数または4月1日現在における児童数を比較して少ない方の数×850円×1/2</p>   |                  |
|  | <p>9 休日保育実施補助<br/>市が指定した休日保育実施園<br/>1園当たり 2,000,000円以内</p>  |                  |

|             |  |   |  |
|-------------|--|---|--|
|             | 園で発生したごみを自園処理するために必要な経費（事業系一般廃棄物として処理したものに限る。） | <p>10 ごみ処理費</p> <p>補助基準 当該年度の各月における在園児数の合計×300円×1/2で得た額と実支出額（必要な経費から保護者からの実費徴収額その他の収入を差し引いた額）を比較して少ない方の額とする。ただし、その額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>   | <p>保育園、認定こども園及び地域型保育事業所</p> <p>ただし、認定こども園については保育認定子どもが入所者の3分の2を超える施設</p> |
| 2 特別保育事業補助金 | 人件費及び保育事業費                                     | <p>特別保育事業を実施する保育園に対して補助補助額 次により算出した額の合計額</p> <p>(1) (2)以外の特別保育事業</p> <p>子ども・子育て支援交付金の交付について（平成28年7月20日府子本第474号）の別紙子ども・子育て支援交付金交付要綱に定める額</p> <p>(2) 地域子育て支援拠点事業</p> <p>重層的支援体制整備事業交付金の交付について（令和7年3月11日厚生労働省発社援0311第7号・厚生労働省発障0311第5号・厚生労働省発老0311第2号、厚生労働省事務次官通知）の別紙重層的支援体制整備事業交付金交付要綱に定める額</p> | <p>保育園及び認定こども園</p>   |